

# 法人県民税・法人事業税・特別法人事業税 —外形標準課税対象法人及び地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業を行う法人以外用—

# 申告書記載の手引き

【県内法人用】

(確定申告書1～9ページ・予定申告書10ページ・税率表11ページ・問合せ等12ページ)

この手引きは青森県内だけに事務所等がある法人専用のもので、次の法人には使用できませんのでご注意ください。①他の都道府県に事務所等がある法人②地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業（小売電気事業等・発電事業等・特定卸供給事業）を行う法人③外形標準課税対象法人

## 確定申告書 (第6号様式)

○この申告書は、地方税法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業を行う法人（同項第1号に掲げる事業と同項第2号に掲げる事業とを併せて行う法人を含み、同項第3号に掲げる事業を行う法人を除く。）が仮決算に基づく中間申告（連結法人を除く。）、確定した決算に基づく確定申告及びこれらについての修正申告をする場合（清算中の法人含む。）に使用します。なお、事業税及び特別法人事業税に係る仮決算に基づく中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないときに限り行うことができることに留意してください。

<p>受付印</p>	<p>○申告書の提出先(納税地) この申告をすべき日における主たる事務所等(本店)の所在地を所管する地域県民局を記載してください。</p> <p>令和4年5月31日 法人番号 青森県 中南 地域県民局長 殿 1,2,3,4,5,6,7,8,9,0,1,2,3</p>	<p>○電話番号 必ず記載してください。</p> <p>発信年月日 通信日付印 確認</p>	<p>○事業種目 具体的に記載してください。</p> <p>整理番号 事務所区分 管理番号 申告区分</p>
<p>所在地 弘前市蔵主町4 (本県が支店等の場合は本店所在地と併記)</p> <p>(ふりがな) りんご ぶどうさん</p>		<p>この申告の基礎 令和4年5月31日 申告年月日 令和4年5月31日</p> <p>修正・更・決・再更正による</p>	
<p>法人名 株式会社 りんご不動産 (ふりがな) あおもり いちろう</p> <p>代表者氏名 青森 一郎</p>		<p>事業種目 不動産代理業</p> <p>期末現在の資本金の額又は出資金の額 (解散日現在の資本金の額又は出資金の額) 兆 十億 百万 千 円 57,342,500</p> <p>同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの 非中小法人等</p> <p>期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額 兆 十億 百万 千 円 57,204,500</p>	
<p>令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事業年度分又は道庁県民税の確定申告書</p>		<p>※</p>	
<p>摘要</p>		<p>税率(%) 税 額 (使途秘匿金税額等)</p>	

第6号様式

### ○法人番号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号(13桁)を記載してください。

### ○法人名

法人課税信託の受託者が法人課税信託について、この申告書を提出する場合には、その法人課税信託の名称を併記してください。

### ○非中小法人等

資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人(大法人)との間に完全支配関係がある法人等に該当する場合には「非中小法人等」を○印で囲んで表示してください。

### ○申告の基礎

この申告が次の(1)及び(2)の修正申告のときに、法人税の処理年月日及び処理区分を記載してください。

- (1) 法人税について修正申告し、それと同時に、法人県民税・法人事業税・特別法人事業税(地方法人特別税)についても修正申告をするとき。
- (2) 法人税について更正・決定・再更正を受け、その更正・決定・再更正の日から1ヵ月以内に、法人県民税・法人事業税・特別法人事業税(地方法人特別税)について修正申告をするとき。

☆ なお、法人県民税・法人事業税・特別法人事業税(地方法人特別税)について、以上のほか、地方税法第53条第22項各号、第72条の31第2項(特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第9条)の規定に該当する場合は、遅滞なく修正申告をしなければなりません。

### ○申告の種類

この申告の種類について「確定」「修正確定」「中間」「修正中間」と明確に記載してください。

### ○期末現在の資本金の額又は出資金の額 (解散日現在の資本金の額又は出資金の額)

期末(中間申告の場合には、その計算期間の末日)現在又は解散日現在における資本金の額又は出資金の額を記載してください。

### ○期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額

期末現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載してください。

### ○期末現在の資本金等の額 11ページ参照

① ※印の部分は、記載しないでください。

### 確定申告納付期限

事業年度終了後2ヵ月以内

ただし、確定申告期限の延長の承認を受けている場合は、その承認されている期限まで。

■法人県民税

○申告書記載の順序

1 法人税割額

- (1) ①の欄に法人税額を記載します。(詳しくは右ページ参照)
- (2) ②から④までの各種加算・控除(詳しくは下欄又は右ページ参照)を行い、課税標準額⑤(①+②-③+④)を算出します。

**○課税標準額⑤の端数処理について**

- ・⑤の額が、1,000円に満たないときは、その全額を切り捨ててください。
- ・⑤の額が、1,000円を超える場合に、1,000円に満たない端数があるときは、その1,000円に満たない端数を切り捨ててください。

- (3) ⑤に法人税割の税率(11ページ参照)を乗じて、法人税割額⑦を算出します。(ここでは端数処理はしません。)
- (4) ⑦に、⑧~⑫までの各種加算・控除(詳しくは下欄参照)を行い、差引法人税割額⑬を算出します。
- (5) 既納付額等⑭及び⑮の減算・控除(詳しくは下欄参照)を行い、今回の申告により納付すべき法人税割額⑯(⑬-⑭-⑮)を算出します。

2 均等割額

- (1) 算定期間中に事務所等を有していた月数⑰を求めます。(数え方は右ページ参照)
- (2) 均等割の税率(11ページ参照)に⑰/12を乗じて、均等割額⑱を算出します。
- (3) ⑱から既に納付の確定した当期分の均等割額⑲(詳しくは下欄を参照)を減算して、今回の申告により納付すべき均等割額⑳を算出します。

○各欄に記載する金額等

③還付法人税額等の控除額

欠損(赤字)を生じた事業年度につき法人税の繰戻還付を受けた場合、その還付法人税額を、欠損を生じた事業年度の翌事業年度以降10年間(平成20年4月1日以後に終了した事業年度から平成30年3月31日以前に開始する事業年度分については9年間)繰り越して控除できます(地方税には繰戻還付制度がないためにとられている措置です。)ので、この繰戻還付法人税額などの繰越控除の額を記載します。

なお、この場合には「控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額の控除明細書」(地方税法施行規則第6号様式別表2の5)を申告書に添付し、同明細書の④の計欄の金額を記載してください。

⑧道府県民税の特定寄附金税額控除額(企業版ふるさと納税関係)

認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附金(特定寄附金)の額を法人税割額から控除する場合に記載します。

なお、この場合には、「特定寄附金を支出した場合の税額控除の計算に関する明細書」(地方税法施行規則第7号の3様式)及び当該寄附金の受領証の写しを申告書に添付し、同明細書の⑳①の欄の金額を記載してください。

⑨税額控除超過額相当額の加算額

通算法人(通算法人であった法人を含む。)が地方税法第53条第41項又は第42項(これらの規定を同条第45項及び第46項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける場合に、「税額控除不足額相当額及び税額控除超過額相当額の計算に関する明細書(その1)」(地方税法施行規則第7号の2様式別表7)を申告書に添付し、同様式の⑨の欄の金額を記載してください。

⑩外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額

外国関係会社等に課された我が国の法人税等の額を法人税割額から控除する場合に記載します。

なお、この場合には、「外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額及び個別控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書(その1)」(地方税法施行規則第7号様式)を申告書に添付し、同様式の⑩の欄の金額を記載してください。

第6号様式

	兆	十億	百万	千	円
(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額				341	800
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額				126	428
還付法人税額等の控除額					
退職年金等積立金に係る法人税額					
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 ①+②-③+④				126	420
2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額					0
法人税割額 ⑤又は⑥× $\frac{11.8}{100}$				227	556
道府県民税の特定寄附金税額控除額					
税額控除超過額相当額の加算額					
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額					
外国の法人税等の額の控除額					
仮装経理に基づく法人税割額の控除額					
差引法人税割額 ⑦-⑧+⑨-⑩-⑪-⑫				227	500
既に納付の確定した当期分の法人税割額				135	300
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額					
この申告により納付すべき法人税割額 ⑬-⑭-⑮				92	200
均等割額					
算定期間において事務所等を有していた月数 ⑰				12	月
均等割額 $50,000 \text{円} \times \frac{⑰}{12}$				500	000
既に納付の確定した当期分の均等割額 ⑲				250	000
この申告により納付すべき均等割額 ⑱-⑲				250	000
この申告により納付すべき道府県民税額 ⑯+⑳				117	200
⑳のうち見込納付額					
差引 ㉑-㉒				117	200

⑪外国の法人税等の額の控除額

外国において課された外国の法人税等の額を法人税割額から控除する場合に記載します。

なお、この場合には、「外国の法人税等の額の控除に関する明細書」(地方税法施行規則第7号の2様式(その1))を申告書に添付し、同様式の⑪の欄の金額を記載してください。

⑫仮装経理に基づく法人税割額の控除額

事実を仮装した経理に基づき法人税を過大に申告したことによって、法人税の更正を受けた場合、その法人税の更正に基づく法人県民税の更正により減少する法人税割額は、還付や充当の手続きによらず、県民税の更正後5年間の各事業年度の法人税割額から順次繰り越して控除するものとされています。

⑬(⑲)既に納付の確定した当期分の法人税割額(均等割額)

この申告が確定申告のときは中間申告している法人税割額(又は均等割額)、この申告が修正申告のときはこの申告の前の申告書の⑬(又は⑱)の欄に記載した法人税割額(更正又は決定を受けていたときは、その更正又は決定された法人税割額(又は均等割額))を記載してください。

⑭この申告により納付すべき道府県民税額

この申告により納付すべき道府県民税の額に⑭又は⑳で△(マイナス)を付しているときは、その△を付したものを0としてこの欄の金額(⑭+⑳)を計算します。

①法人税法の規定によって計算した法人税額

法人税の申告書（別表1）の10の欄の金額（この欄の上段に用途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）を記載してください。

なお、（ ）内には、土地譲渡利益金額に対する法人税額（別表1の7の欄の金額）、税額控除超過額相当額等の加算額（別表1の5の欄の金額）及び用途秘匿金の支出の額の40%相当額（別表1の10の欄の上段に外書として記載された金額）の合計額を記載してください。

- ※1 通算法人及び通算法人であった法人や連結法人及び連結法人であった法人の場合「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないでください。
- なお、この場合には通算法人及び通算法人であった法人にあっては「通算法人又は通算法人であった法人の課税標準となる法人税額に関する計算書」（地方税法施行規則第6号様式別表1）を申告書に添付し、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額⑤」の欄に「同計算書の⑭」の欄の金額を記載してください。
- また、連結法人及び連結法人であった法人にあっては「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額に関する計算書」（地方税法施行規則第6号様式別表1の3）を申告書に添付し、「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額⑤」の欄に「同計算書の⑦」の欄の金額を記載してください。
- ※2 県内に恒久的施設を有する外国法人の場合「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額⑫」までの各欄は記載しないでください。
- なお、この場合には、「外国法人の法人税割額に関する計算書」（地方税法施行規則第6号様式別表1の2）を申告書に添付し、「差引法人税割額③」の欄に「同計算書の計⑩」の欄の金額を記載してください。

法人税の申告書  
別表1

所得金額又は欠損金額 (別表四「52の①」)	1	十億				百万				千				円			
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法人税額 (53) + (54) + (55)	2					5	4	9	2	9	0	9	1				
法人税額の特別控除額 (別表六(六)「4」)	3																
差引法人税額 (2) - (3)	4					1	2	0	8	7	5	2	8				
税額控除超過額等額の加算	5																
土地譲渡利益金額 (二の二)「25」+別表三(三)「20」	6													0	0	0	
同上に対する税額	7																
課税留保金額 (別表三(一)「4」)	8									2	1	3	5	0	0	0	
同上に対する税額 (別表三(一)「8」)	9									2	1	3	5	0	0	0	
法人税額計 (4) + (5) + (7) + (9)	10									3	4	1	8	0	0	0	
分配調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額 (別表三(二)「24」+別表三(三)「20」+別表六(五)の二「7」+別表十七(三)の六「3」)	11																
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	12																
控除税額 (10) - (11) - (12) + (19)のうち少ない金額	13									3	0	0	1	2	0		
差引所得に対する法人税額 (10) - (11) - (12) - (13)	14					1	2	3	4	2	7	0	0				
中間申告分の法人税額	15					1	2	0	6	0	6	0	0				
差引確定法人税額 (14) - (15) (中間申告の場合はその税額とし、マイナスの場合は、(26)へ記入)	16									2	8	2	1	0	0		

②試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額

次の金額を記載してください。

法人税の明細書	
別表6(8)を提出する法人	同表25の欄の金額(※1)
別表6(12)	同表11の欄の金額(※2)
別表6(16)	同表25の欄の金額
別表6(17)	同表25の欄の金額
別表6(18)	同表19の欄の金額(※2)
別表6(19)	同表18の欄の金額(※2)
別表6(20)	同表39の欄の金額(※2)
別表6(21)	同表10の欄の金額
別表6(27)	同表22の欄の金額(※2)(※3)
別表6(30)	同表16の欄の金額(※2)
別表6(32)	同表35の欄の金額(※2)

(※1) 租税特別措置法第42条の4第4項から第6項まで（中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額は記載しないでください。

(※2) 中小企業者等を除きます。

(※3) 租税特別措置法第42条の12の5第2項（中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額は記載しないでください。

⑬、⑯、⑰、⑳、㉑税額の端数処理

- この各欄の金額が、100円に満たないときは、その全額を切り捨ててください。
  - この各欄の金額が、100円を超える場合に、100円に満たない端数があるときは、その100円に満たない端数を切り捨ててください。
- なお、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付してください。

⑰均等割の月数の数え方

- 暦に従って数えますが、次に注意してください。
- 事務所等又は寮等を有していた期間全体が1月に満たないとき……1月にします。(例) R4.3.10～R4.3.31……1ヵ月)
  - 事務所等又は寮等を有していた期間全体が1月を超える場合に、1月に満たない端数があるとき……端数を切り捨てます。(例) R3.5.10～R4.3.31……10ヵ月)

■法人事業税・特別法人事業税

○申告書記載の順序

1 所得金額に対して課税される法人

(1) 下記(2)及び(3)以外の法人

所得金額の計算(③③~③⑥)をして、所得金額差引計(③⑥-③⑦)を算出し、それを③⑧の欄に転記して、事業税額及び特別法人事業税額を計算してください。

(2) 事業税が非課税とされる事業とその他の事業を併せて行う法人、法人税が非課税とされる法人等、申告書に「所得金額に関する計算書」(地方税法施行規則第6号様式別表5)を添付する法人(下記(3)の法人を除く。)

「所得金額に関する計算書」(地方税法施行規則第6号様式別表5)により算定した合計欄③⑩を③⑧の欄に転記して、事業税額及び特別法人事業税額を計算してください。

(3) 医療法人及び医療事業を行う農業協同組合連合会

「医療法人等に係る所得金額の計算書」(医療第1表)又は「課税所得金額計算書」(医療第2表)により課税所得金額を算出し、それを③⑧の欄に転記して、事業税額及び特別法人事業税額を計算してください。

2 収入金額に対して課税される法人(※)

ガス供給業(導管によるガス供給に限る。)、電気供給業(小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く)及び保険業を行う法人は③⑩の欄に次の金額を記載してください。

電気・ガス—— 地方税法施行規則第6号様式別表6の①①を記載します。

生命保険—— 別表7の⑤

損害保険—— 別表8の⑦

少額短期保険—— 別表8の⑨

(※)電気供給業のうち、小売電気事業等、発電事業等又は特定卸供給事業を行う法人は、「第6号様式(その2)」により申告をしてください。

○端数処理(課税標準)

③②~③③、③⑤、③⑦、③⑨の各欄の課税標準の額について各欄ごとに次により端数を処理してください。

- ・その金額の全額が1,000円未満のときは、その全額を切り捨てます。
- ・その金額が1,000円を超える場合には、1,000円に満たない端数があるときは、その1,000円に満たない端数を切り捨てます。

○端数処理(税額)

(1) ③②~③③、③⑤、③⑦、③⑨、④③、④⑦の各欄の税額について各欄ごとに次により端数を処理してください。

- ・その金額の全額が100円未満のときは、その全額を切り捨てます。
- ・その金額が100円を超える場合には、100円に満たない端数があるときは、その100円に満たない端数を切り捨てます。

(2) ④⑥の金額の全額が100円に満たないときは、その全額を切り捨ててください。

なお、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位(けた)に△印を付してください。

第6号様式

事業税	摘要		課税標準		税率(100)	税額				
			兆	十億	百万	千	円			
所得割	所得金額総額(③③-③⑥)又は別表5③⑩		549	290	91					
	年400万円以下の金額		400	00	00	3.5	140	00		
	年400万円を超え年800万円以下の金額		400	00	00	5.3	212	00		
	年800万円を超える金額		469	290	00	7.0	3285	00		
	計 ③②+③③+③④		549	290	00		3637	00		
	軽減税率不適用法人の金額				00			00		
	付加価値額総額							00		
	付加価値額				00			00		
	資本金等の額総額							00		
	資本金等の額				00			00		
収入割	収入金額総額						00			
	収入金額				00			00		
合計事業税額 ③②+③⑤+③⑦+③⑨又は③③+③⑤+③⑦+③⑨						3637	00			
事業税の特定寄附金税額控除額							290	200		
差引事業税額 ④③-④④		3637	00	00						
租税条約の実施に係る事業税額の控除額							33468	00		
④⑥の内訳	所得割		33468	00			00			
	資本割		00					00		
④⑥のうち見込納付額							33468	00		
特別法人事業税	摘要		課税標準		税率(100)	税額				
			兆	十億	百万	千	円			
	所得割に係る特別法人事業税額		3637	00	00	37.0	13456	00		
	収入割に係る特別法人事業税額				00			00		
	合計特別法人事業税額 ④⑤+④⑥						13456	00		
	仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額							13456	00	
	既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額		214	70	00					
	この申告により納付すべき特別法人事業税額 ④⑦-④⑧		1309	90	00					
	差引 ④⑧-④⑦		1309	90	00					
	所得金額の計算の内訳	所得金額(法人税の明細書(別表4)の(34)又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4)の2付表)の(42))						549	290	91
加算 損金の額又は個別帰属損金額に算入した所得税額及び復興特別所得税額										
減算 損金の額又は個別帰属損金額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額										
減算 益金の額又は個別帰属益金額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額										
減算 外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税額										
仮計 ④③+④④+④⑤-④⑥-④⑦							549	290	91	
繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額										
法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(52)又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4)の2付表)の(55))							549	290	91	
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額										

④⑤(④⑥)所得割(収入割)に係る特別法人事業税額

「課税標準」欄には、③②(又は③③)の「税額」欄の金額を記載してください。

④1 事業税の特定寄附金税額控除額（企業版ふるさと納税関係）

「特定寄附金を支出した場合の税額控除の計算に関する明細書」（地方税法施行規則第7号の3様式）の④1の欄の金額を記載してください。

④2 仮装経理に基づく事業税額の控除額

事実を仮装した経理に基づいて法人事業税を過大に申告した場合において、減額の更正を受けたときは、その減額される事業税額は還付や充当の手続きによらず、更正後5年間の各事業税額から順次繰り越して控除するものとされています。

④3 既に納付の確定した当期分の事業税額

この申告が確定申告であるときは中間申告している税額、この申告が修正申告であるときはこの申告の前の申告書の差引事業税額④3の額（更正又は決定を受けていたときは、その更正又は決定に伴う事業税額）を記載してください。

④3～④9の各欄については、「4ページ申告書記載の順序の1(1)」に該当する法人が記載してください。

④4 所得金額又は個別所得金額

連結申告法人以外の法人は、法人税の明細書（別表4）の34の欄の金額を、通算法人は同表34の欄の金額に法人税の明細書（別表4付表）の9の欄の金額を加算した金額を記載してください。

連結申告法人は、法人税の明細書（別表4の2付表）の42の欄の金額に同表34の欄の金額を加算した金額を記載してください。

また、法人税法第64条の8の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書（別表4）の34の欄の金額に、法人税の明細書（別表4付表）の9の欄の金額を加算した金額を記載してください。

④5 損金の額又は個別帰属損金額に算入した所得税額及び復興特別所得税額

法人税の明細書（別表4）の34の欄（連結申告法人にあっては法人税の明細書（別表4の2付表）の42の欄）の計算上損金の額に算入している所得税額及び復興特別所得税額がある場合において、当該所得税額及び復興特別所得税額を記載してください。したがって、法人税法第40条又は第81条の7の規定により納付した所得税額及び復興特別所得税額を損金の額に算入していない場合には記載する必要はありません。

④6 損金の額又は個別帰属損金額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額

法人税の明細書（別表12(1)）の5の欄の金額又は10の欄の金額のいずれか低い金額（法の施行地外において行う資源開発事業等に係る特定株式等に関する部分の金額に限ります。）を記載してください。

④7 益金の額又は個別帰属益金額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額

法人税の明細書（別表12(1)）の「益金算入額の計算」の欄の25及び26の計欄の金額の合計額（法の施行地外において行う資源開発事業等に係る特定株式等に関する部分の金額に限ります。）を記載してください。

④8 外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税額

外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額について法人税法第69条又は第81条の15に規定する外国税額の控除の適用を受ける金額を有する法人が外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額のうち、連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書（別表4）の30の欄の金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細書（別表4の2付表）の38の欄の金額を記載してください。

④9 繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額（6ページ参照）

④10 法人税の所得金額又は個別所得金額

法人税の明細書（別表4）の52の欄の所得金額又は欠損金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細書（別表4の2付表）の55の欄の個別所得金額又は個別欠損金額を記載してください。

法人税の明細書

別表4 所得の金額の計算に関する明細書

事業年度 . . .

区 分	総 額	
	①	
当期利益又は当期欠損の額	1	52,472,737
損金経理をした法人税及び地方税法（附帯税を除く。）	2	
損金経理をした道府県民税及び市町村民税	3	
加 損金経理をした納税充当金	4	
損金経理をした附帯税（利子税を除く。）、加算金、延納金（延滞分を除く。）及び過怠税	5	
仮 計 (23)から(25)までの計	26	52,472,737
寄 附 金 の 損 金 不 算 入 額 (別表十四(二)「24」又は「40」)	27	656,234
沖 縄 の 認 定 法 人 又 は 国 家 戦 略 特 別 区 域 に お け る 指 定 法 人 の 所 得 の 特 別 控 除 額 (別表十一「9」若しくは「13」又は別表十二「8」)	28	△
法 人 税 額 从 事 者 等 の 所 得 税 額 控 除 額 (別表六「1」)	29	1,800,120
税 額 控 除 の 対 象 と な る 外 国 法 人 税 の 額 (別表六(二)「7」)	30	
分 配 時 課 税 外 国 税 当 面 額 及 び 外 国 関 係 公 司 等 に 係 る 控 除 対 象 所 得 税 額 等 相 当 額 (別表六(五)「5」の②+別表十七(三)「1」)	31	
組 合 等 損 失 額 の 損 金 不 算 入 額 又 は 組 合 等 損 失 超 過 合 計 額 の 損 金 算 入 額 (別表九「10」)	32	
対 外 輸 送 事 業 者 等 の 日 本 船 隻 に よ る 収 入 金 額 に 係 る 所 得 の 金 額 の 損 金 算 入 額 又 は 益 金 算 入 額 (別表十(四)「20」,「21」又は「23」)	33	
合 計 (26)+(27)+(28)+(29)+(30)+(31)+(32)±(33)	34	54,929,091
契 約 者 配 当 の 益 金 算 入 額 (別表九「13」)	35	
特 定 目 的 公 社 等 の 支 払 当 金 又 は 特 定 目 的 信 託 に 係 る 受 託 法 人 の 利 益 の 分 配 等 の 損 金 算 入 額 (別表十(六)「13」,別表十(六)「11」又は別表十(六)「16」若しくは「33」)	36	△
中 間 申 告 に お け る 繰 戻 し に よ る 還 付 に 係 る 災 害 損 失 欠 損 金 額 の 益 金 算 入 額	37	
非 適 格 合 併 又 は 残 余 財 産 の 全 部 分 配 等 に よ る 移 転 資 産 等 の 譲 渡 利 益 額 又 は 譲 渡 損 失 額	38	
差 引 計 (34)から(38)までの計	39	54,929,091
更 正 欠 損 金 又 は 災 害 再 生 等 評 価 機 関 が 行 わ れ る 場 合 の 再 生 欠 損 金 の 損 金 算 入 額 (別表七(三)「9」又は「21」)	40	△
通 算 対 象 欠 損 金 額 の 損 金 算 入 額 (別表七(三)「5」)	41	△
通 算 対 象 所 得 金 額 の 損 金 算 入 額 (別表七(三)「11」)	42	
当 初 配 賦 欠 損 金 控 除 額 の 益 金 算 入 額 (別表七(二)付表「23の計」)	43	
差 引 計 ((39)から(43)までの計)	44	54,929,091
欠 損 金 又 は 災 害 損 失 金 等 の 当 期 控 除 額 (別表七(一)「4の計」+別表七(四)「10」)	45	△
総 計 (44)+(45)	46	54,929,091
新 鉱 床 探 鉱 費 又 は 海 外 新 鉱 床 探 鉱 費 の 特 別 控 除 額 (別表十(三)「43」)	47	△
農 用 地 等 を 取 得 し た 場 合 の 圧 縮 額 の 損 金 算 入 額 (別表十二(三)「43の計」)	48	△
開 港 空 港 空 港 地 盤 整 備 平 准 金 積 立 額、中 部 開 港 空 港 地 盤 整 備 平 准 金 積 立 額 又 は 再 投 資 等 平 准 金 積 立 額 の 損 金 算 入 額 (別表十二(四)「15」,別表十二(一)「10」又は別表十二(四)「12」)	49	△
特 別 事 業 開 拓 事 業 者 等 に 対 し 特 定 事 業 活 動 と し て 出 資 し た 場 合 の 特 別 認 定 損 入 額 の 損 金 算 入 額 又 は 特 別 認 定 取 組 費 の 益 金 算 入 額 (別表十(六)「14」-「11」)	50	△
残 余 財 産 の 確 定 の 日 の 属 す る 事 業 年 度 に 係 る 事 業 税 額 及 び 特 別 法 人 事 業 税 の 損 金 算 入 額	51	△
所 得 金 額 又 は 欠 損 金 額	52	54,929,091

⑨ 繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額

対象区分	添付書類	申告書へ記載
欠損金の繰越し	地方税法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第57条第1項又は地方税法施行令第21条第1項の規定の適用を受ける場合	別表9の当期控除額④の「計」欄の金額
	地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下「令和2年旧法」という。）第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の地方税法施行令（以下「令和2年旧政令」という。）第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下「令和2年所得税法等改正法」という。）第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下「読替え後の令和2年旧法人税法」という。）第57条第1項又は令和2年旧政令第21条第1項の規定の適用を受ける場合	
	地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第1条第9号の2に掲げる規定による改正前の地方税法（以下「平成27年旧法」という。）第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第161号）第1条の規定による改正前の地方税法施行令（以下「平成27年旧政令」という。）第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）第2条の規定による改正前の法人税法第57条第1項又は平成27年旧政令第21条第1項の規定の適用を受ける場合	
のる災 繰越 損失 に し 金 よ	令和2年旧法第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例によるものとされる読替え後の令和2年旧法人税法第58条第1項又は令和2年旧政令第21条第1項の規定の適用を受ける場合	別表9
	平成27年旧法第72条の23第1項若しくは第4項の規定によりその例によるものとされる平成27年旧政令第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）第2条の規定による改正前の法人税法第58条第1項又は平成27年旧政令第21条第1項の規定の適用を受ける場合	
債務免除等があった場合の欠損金の損金算入	地方税法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第1項又は令和2年旧法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる令和2年旧政令第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替え後の令和2年所得税法等改正法第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号口に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第59条第1項の規定の適用を受ける場合	別表10の⑨の欄
	地方税法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第1項又は令和2年旧法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる令和2年旧政令第20条の2の12の規定による読替え後の令和2年所得税法等改正法第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号口に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第59条第1項の規定の適用を受ける場合	
	地方税法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第2項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下「震災特例法」という。）第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は令和2年旧法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる令和2年旧政令第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替え後の令和2年所得税法等改正法第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号口に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第59条第2項（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号口に掲げる改正規定に限る。）（以下「令和2年旧震災特例法」という。）第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む、令和2年所得税法等改正法第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号口に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下「令和2年旧法人税法」という。）第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。）の規定の適用を受ける場合	別表10
	地方税法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第2項（震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は令和2年旧法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる令和2年旧政令第20条の2の12の規定による読替え後の令和2年所得税法等改正法第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号口に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第59条第2項（令和2年旧震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む、令和2年旧法人税法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。）の規定の適用を受ける場合	
	地方税法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第3項（震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第4項又は令和2年旧法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる令和2年旧政令第20条の3第1項若しくは第2項の規定による読替え後の令和2年旧法人税法第59条第2項（令和2年旧震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む、令和2年旧法人税法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合を除く。）若しくは第3項の規定の適用を受ける場合	別表11
	地方税法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第53条第3項（震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第4項又は令和2年旧法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる令和2年旧政令第20条の2の12の規定による読替え後の令和2年旧法人税法第59条第2項（令和2年旧震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む、令和2年旧法人税法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合を除く。）若しくは第3項の規定の適用を受ける場合	

⑨ 欠損金の繰越し— 法人税について欠損を生じた事業年度後10年間（※）の欠損金の繰越控除が認められた場合は、法人事業税についても法人税と同様に繰越控除できます。ただし、法人税においては、欠損につき法人税額の繰戻還付を受けた場合、その還付法人税額に対応する欠損金額は繰越控除できないものとされていますが、事業税については、繰戻還付制度がありませんので、還付法人税額に対応する欠損金額についても繰り越して控除することとされています。  
 ※平成20年4月1日以後に終了した事業年度から平成30年4月1日前に開始する事業年度において生じた欠損金額については9年間。

第6号様式

還付請求	中間納付額	⑩	還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行口座番号(普通・当座)	支店
------	-------	---	----------------------	---------------	----

⑩ 中間納付額

中間納付額の還付を受けようとする場合において、還付請求書に代わるものとして記載することができます。還付請求額として記載する額は、⑩の欄又は⑪の欄に△印を付した法人税割額又は均等割額と、⑫の欄に記載した事業税額及び⑬の欄に記載した特別法人事業税額との合計額と同額になります。

⑪ 還付を受けようとする金融機関

中間納付額がある場合でその還付を金融機関の口座に受け入れることを希望するときに記入してください。

第6号様式

決算確定の日	令和4年5月19日			
解散の日	令和 年 月 日			
残余財産の最後の分配又は引渡しの日	令和 年 月 日			
申告期限の延長の処分(承認)の有無	事業税	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	法人税	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
法人税の申告書の種類	<input checked="" type="radio"/> 青色 ・ <input type="radio"/> その他			
この申告が中間申告の場合の計算期間	令和 年 月 日	から	令和 年 月 日	日まで
翌期の中間申告の要否	<input checked="" type="radio"/> 要	<input type="radio"/> 否	国外関連者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無

○翌期の中間申告の要否

法人税について、翌期に中間申告を必要とするかどうかについて、該当するものを○で囲んでください。

○申告期限の延長の処分(承認)の有無……その制度の概要

定款、寄附行為、規則、規約等の定めにより、又は当該法人に特別の事情があることによる確定申告期限の延長の承認を受けているかどうかについて該当するものを○で囲んでください。なお、この申告期限延長の概要は、次のとおりです。

(1) 法人事業税・特別法人事業税についての申請

定款、寄附行為、規則、規約等の定めにより、又は当該法人に特別の事情があることにより、当該事業年度以後の各事業年度終了の日から2ヵ月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にある場合などには、地方税法第72条の25第2項から第7項まで(特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第8条の規定に基づき、申請により、原則として確定申告期限の1ヵ月延長の承認を受けることができます。この場合、期限延長の承認を受けようとする最初の事業年度終了の日まで(連結を理由とする場合は、終了の日から45日以内)に、地域県民局長へ申請書を提出しなければなりません。

(2) 法人県民税についての届出

法人県民税については、法人税について申告期限延長が承認されると法人県民税、法人市町村民税の申告期限も延長されることになっていきますので、申告期限延長の申請は必要ありません。ただし、法人税について申告期限の延長又は指定等の処分に係る事業年度終了後22日以内(連結親法人及びその連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人は申告書の提出期限の延長の処分又は指定等の処分があった日から7日以内)にその旨を地域県民局長へ届出しなければなりません。

【参考】

以下については、修正申告において、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成29年総務省令第46号)による改正前の地方税法施行規則第6号様式により、利子割額の控除・充当・還付を行う場合の参考記載です。(平成28年1月1日以後に支払いを受けるべき利子等に係る利子割の納税義務者について、法人は除外されたことに伴い、利子割額の控除・充当・還付の制度は廃止されました。) ※現在の地方税法施行規則第6号様式では、利子割額に係る欄は削除されていますので、改正前の様式が必要な場合は、各地域県民局長税務部までお問い合わせください。

◎利子割と県民税法人税割との調整

利子割を課された法人については、法人県民税の申告の際に、県民税法人税割において利子割額の控除を行い、控除することができなかった利子割額については、還付又は均等割若しくは未納の地方団体の徴収金に充当することとされています。(地方税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第3号)第2条の規定による改正前の地方税法第53条第26項、第39項、第40項)

なお、利子割額の控除・充当・還付を受けるためには、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成26年総務省令第96号)による改正前の地方税法施行規則第9号の2及び第9号の3様式の添付が必要です。

1 利子割額の控除

(1) 利子割額の控除は、確定申告等の際にそれぞれ申告納付すべき法人税割額から、これらの法人税割額の課税標準の算定期間において課された利子割額を控除する方法により行われます。

(2) 控除の対象となる利子割額は、所得税法第2条第1項第9号に規定する公社債の利子又は同項第12号の2に規定する投資信託の収益の分配(以下「公社債利子等」といいます。)については、その元本の所有期間に対応する部分の利子割額(以下「控除対象利子割額」といいます。)に限られ、それ以外の利子等については、利子割額の全額が控除されます。(地方税法施行令の一部を改正する政令(平成25年政令第173号)による改正前の地方税法施行令第9条の8第1項)

公社債利子等に係る控除対象利子割額の計算方式は、以下のとおりです。

ア 個別法による場合(地方税法施行令の一部を改正する政令(平成25年政令第173号)による改正前の地方税法施行令第9条の8第2項)

[算式]

$$\text{公社債利子等について徴収された利子割額} \times \frac{\text{その法人がその元本を所有していた期間の月数}}{\text{その公社債利子等の計算期間の月数}}$$

※・昭和63年4月1日前の月数は算式中の月数に含まれません。

・算式中の月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。

・算式の分数の割合に小数点以下3位未満の端数があるときは、これを切り上げます。

・控除対象利子割額に、1円未満の端数があるときは、その金額を切り上げます。(イにおいて同じ)

・法人の合併等があった場合の元本を所有していた期間については、被合併法人等が元本を所有していた期間を含みます。

イ 銘柄別簡便法による場合(地方税法施行令の一部を改正する政令(平成25年政令第173号)による改正前の地方税法施行令第9条の8第3項)

控除対象利子割額をアの方法により計算することに代えて、次の算式により計算することができます。この場合の計算は、その利子割額に係る公社債利子等の元本を①公社債又は②投資信託の受益証券の2種類に区分し、更に、その元本を当該公社債利子等の計算の基礎となった期間が1年を超えるものと1年以下のものに区分し、その区分に属するすべての元本について、その銘柄ごとに行います。

[算式]

$$\text{公社債利子等について徴収された利子割額} \times \frac{\text{その法人がその公社債利子等の計算期間の開始時に所有していた元本の数 (B)} + \{(A) - (B)\} \times \frac{1}{2} \text{ (又は } \frac{1}{12} \text{)}}{\text{その公社債利子等の計算期間の終了時に所有していたその元本の数 (A)}}$$

※・算式中の元本の数、公社債については、額面金額によります。

・(B) > (A) の場合には、分数の割合は1とします。

・分子の $\frac{1}{12}$ は、公社債利子等の計算の基礎となった期間が1年(昭和63年4月1日以降の期間が1年)を超えるものについてのみ適用されます。

(3) 計算例

青森県内に本店を有する法人が次のような利子割を課税されたときにおいて、投資信託について銘柄別簡便法を選択した場合

ア 預金の利子

	利子等の計算期間	特別徴収された利子割額
A 銀行	H27.4.1～H27.12.31	青森県 30,000円
B 銀行	H27.4.1～H27.12.31	北海道 20,000円
計		50,000円

イ 投資信託の収益の分配

① 期中に特別徴収された利子割額の内容

元本の種類	利子等の計算期間	特別徴収された利子割額
投資信託	H27.4.1～H27.12.31	支払額 1,200,000円 × $\frac{5}{100} = 60,000$ 円 <span style="font-size: small;">青森県 50,000円 北海道 10,000円</span>

② 利子割額に係る利子等の元本の状況

元本の種類	区分	計算期間の期首	期中取得	期中売却	計算期間の期末
投資信託	青森県	1,000口	(H27.4.10) 4,000口		5,000口
	北海道	3,000口		(H27.9.28) 2,000口	1,000口

③ 銘柄別簡便法による計算

「利子割額の控除・充当・還付に関する明細書」の「公社債の利子又は投資信託の収益の分配に係る控除・充当・還付を受ける利子割額の計算」によります。

都道府県別内訳は、銘柄ごとの控除対象利子割額を当該法人が課された利子割額の総額に対する各都道府県において課された利子割額の割合により各都道府県にあん分した額とします。

$$50,040円 \times \frac{50,000}{60,000} = 41,700円 \quad \dots\dots\text{青森県}$$

$$50,040円 \times \frac{10,000}{60,000} = 8,340円 \quad \dots\dots\text{北海道}$$

※ 控除・充当・還付を受ける利子割額については、各都道府県（当該額が最も多い都道府県を除く。）の当該額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額につき四捨五入した額を当該額とし、これらの都道府県の当該額の合計額と「利子割額の控除・充当・還付に関する明細書」の「②のうち控除・充当・還付を受ける利子割額③」欄の金額との差額に相当する金額を当該額が最も多い都道府県の金額とします。

ウ ア、イの控除対象利子割額の合計金額

	アの金額	イの金額	計
北海道	20,000円	8,340円	28,340円
青森県	30,000円	41,700円	71,700円
計	50,000円	50,040円	100,040円

ア～ウの各金額等を地方税法施行規則第6号様式、第9号の2様式及び第9号の3様式の各欄に記載します。  
 なお、利子割額は、収入金額の5%以下の金額になります。

第9号の2様式（改正前）  
 利子割額の控除・充当・還付に関する明細書

区分	収入金額	①について課された利子割額	②のうち控除・充当・還付を受ける利子割額
預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配	1,000,000	50,000	50,000
公社債の利子			
投資信託の収益の分配	1,200,000	60,000	50,040
その他			
計	2,200,000	110,000	100,040

公社債の利子又は投資信託の収益の分配に係る控除・充当・還付を受ける利子割額の計算

銘柄	収入金額	④について課された利子割額	公社債利子等の所有元本数等	⑤のうち元本所有期間	所有期間割合	控除・充当・還付を受ける利子割額	
投資信託	1,200,000	60,000	6,000	4,000	1,000	0.834	50,040
青森県		50,000					41,700
北海道		10,000					8,340

銘柄	収入金額	⑩について課された利子割額	公社債利子等の所有元本数等	⑪のうち元本所有期間	所有期間割合	控除・充当・還付を受ける利子割額	
投資信託	1,200,000	60,000	6,000	4,000	1,000	0.834	50,040
青森県		50,000					41,700
北海道		10,000					8,340

第9号の3様式（改正前）  
 利子割額の都道府県別明細書

都道府県名	市町村別	都道府県	控除・充当・還付を受ける利子割額
北海道		01	28,340
青森	○	02	71,700
岩手		03	
宮城		04	
大分		44	
宮崎		45	
鹿児島		46	
沖縄		47	
合計			100,040



第6号様式（改正前）

利子割額に関する計算	利子割額（控除されるべき額）	㉘								1,010,040
	控除した金額(㉗-㉘-㉙-㉚)のうち少ない額	㉙								1,010,040
	控除することができなかった金額 ㉘-㉙	㉚								
	既に還付を請求した利子割額	㉛								
	既還付請求利子割額が過大である場合の納付額 ㉛-㉚(㉜)	㉜								
利子割還付額の均等割への充当 <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない										

利子割額の控除・充当・還付に関する明細書5欄③の金額（8ページ）

2 利子割額の充当・還付

(1) 利子割額の充当

法人税割額の計算上控除することができなかった利子割額（以下「利子割額の控除不足額」といいます。）について、均等割に充当を希望する場合には、「利子割還付額の均等割への充当」欄の「希望する」に、充当を希望しない場合には、「希望しない」にそれぞれチェックします。

なお、法人の未納に係る地方団体の徴収金がある場合には、「希望しない」にチェックしても、当該徴収金に充当されます。

(2) 利子割額の還付

(1)の利子割額の充当をしてもなお充当することができなかった利子割額の控除不足額がある場合には、法人に対して還付されます。

還付を受けようとする法人は、利子割額の控除不足額に係る申告書の提出と同時に、必要事項を記載した請求書に還付を受けようとする金額の計算に関する明細書を添付して、地域県民局長に提出する必要があります。

㉘ 控除することができなかった金額

利子割額の控除不足額が、下の記載例のBのように、控除されるべき額（㉘）が、控除前の法人税割額（㉗-㉘-㉙-㉚）より多い場合に記載します。

㉛ 既に還付を請求した利子割額

この申告が修正申告である場合に、先の申告書の㉛に記載した還付請求利子割額を記載します。なお、この修正申告が更正後初めて提出するものであるときには、当該更正において法人税割額から控除することができなかった利子割額に相当する金額を記載します。また、この金額のうち、まだ還付を受けていないものがある場合であっても、この金額を記載します。

㉜ 既還付請求利子割額が過大である場合の納付額

この申告が修正申告である場合において、㉜の金額が㉚の金額を上回るときに、㉛-㉚の金額を記載します。（この金額は㉜の欄に記載される金額です。）

利子割額の控除額・還付額についての記載例（改正前）

区 分	中間申告 (仮決算による) A	Aの確定申告 B	Bの修正申告 C	Aの確定申告 D	Dの修正申告 E	
法人税割額	25,000	50,000	56,050	50,000	75,000	
利子割額	28,000	54,560	54,560	30,150	30,150	
法人税割額（㉗又は㉘× $\frac{3.2}{100}$ ）	㉗ 25,000	50,000	56,050	50,000	75,000	
利子割額の控除額（控除した金額㉙）	㉙ 25,000	50,000	54,560	30,150	30,150	
差引法人税割額 ㉗-㉘-㉙-㉚	㉚ 00	00	1,400	19,800	44,800	
既に納付の確定した当期分の法人税割額	㉛ 00	00	00	00	19,800	
既還付請求利子割額が過大である場合の納付額(㉜)	㉜ 00	00	4,500	00	00	
この申告により納付すべき法人税割額 ㉚-㉛-㉜+㉝	㉝ 00	00	5,900	19,800	25,000	
利子割額に関する計算	利子割額（控除されるべき額）	㉘ 28,000	54,560	54,560	30,150	30,150
	控除した金額(㉗-㉘-㉙-㉚)のうち少ない額	㉙ 25,000	50,000	54,560	30,150	30,150
	控除することができなかった金額 ㉘-㉙	㉚ 3,000	4,560			
	既に還付を請求した利子割額	㉛		4,560		
	既還付請求利子割額が過大である場合の納付額 ㉛-㉚(㉜)	㉜		4,560		
還請求	中間納付額	㉞				
	利子割額	㉟		4,560		

**予定申告書 第6号の3様式**

○この申告書は、地方税法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業を行う法人（同項第1号に掲げる事業と同項第2号に掲げる事業とを併せて行う法人を含み、同項第3号に掲げる事業を行う法人を除きます。）が前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び特別法人事業税額を基礎にして中間申告をする場合に使用します。

※ 申告書上欄の事項の記載については、確定申告書の場合（1ページ）と同様です。

**○前期末現在の資本金等の額**  
11ページ参照

事業種目	食料品小売業
前期末現在の資本金の額又は出資金の額	157,342,500
前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	147,204,500
前期末現在の資本金等の額	147,204,500

第6号の3様式

**○前期末現在の資本金の額又は出資金の額**

前事業年度の末日現在の資本金の額又は出資金の額を記載してください。なお、( )には、当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日の日現在の額を記載してください。

**○前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額**

前事業年度の末日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載してください。

**○①前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額**

**①前事業年度の事業税額**  
**②前事業年度の特別法人事業税額**

当期の事業年度開始の日から6ヵ月以内に確定した前事業年度の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び特別法人事業税額を記載してください。

**○前事業年度又は前連結事業年度の期間及び②、④、⑪、⑫、⑬、⑭の月数**

前事業年度の期間を記載し、その月数を②、④、⑪、⑫、⑬、⑭の月数とします。この場合、月数は暦に従って数え、1月に満たない月は1月とします。  
(例)R3.10.10~R4.5.31...8ヵ月

**○⑤月数の数え方**

確定申告書(3ページ⑦)と同じです。

**○端数計算**

②、④、⑥、⑩~⑮、⑳の金額の100円未満の端数は切り捨ててください。

令和 3 年 10 月 1 日から令和 4 年 9 月 30 日までの事業年度又は前連結事業年度の事業年度の予定申告書

事業税				道府県民税				
前事業年度の事業税額(⑩の金額)	⑩	1,359,300	前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額(⑧の金額)	⑧	45,300	予定申告税額(①×前事業年度又は前連結事業年度の月数)	②	2,260
所得割額(⑩×前事業年度の月数)	⑪	679,600	この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	③	0.0	この申告により納付すべき法人税割額	④	2,260
付加価値割額(⑩×前事業年度の月数)	⑫	0.0	均等割額	⑤	6月	算定期間において事務所等を有していた月数	⑥	50,000円× $\frac{6}{12}$
資本割額(⑩×前事業年度の月数)	⑬	0.0	この申告により納付すべき道府県民税額	⑦	47,600	前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細	⑧	45,387.12
収入割額(⑩×前事業年度の月数)	⑭	0.0	前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細	⑨	45,380	道府県民税の特定期間寄附金税額控除	⑩	
前事業年度の特別法人事業税額(⑮)	⑮	50,290	特別法人事業税額	⑯	50,290	税額控除超過額相当額の加算	⑪	
特別法人事業税額(⑮×前事業年度の月数)	⑯	25,145	外国の法人税等の額の控除額	⑬		仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑭	
予定申告税額(⑭+⑮+⑯+⑰+⑱)	⑰	931,000	仮装経理に基づく事業税額の控除額	⑮		租税条約の実施に係る事業税額の控除額	⑯	
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額	⑱	0.0	租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑰		納付すべき法人税割額(⑧-⑩-⑪-⑫-⑬-⑭-⑮)	⑰	45,300
この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額	⑲	931,000	差引法人税割額	⑱	45,300	法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	⑲	
前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細				前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細				
摘要	課税標準	税率(100)	税額	摘要	課税標準	税率(100)	税額	
所得金額総額	2,239,677			(特別控除戻取税額等又は個別帰属特別控除戻取税額等)課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額				
所得金額	2,239,000		1,359,300	法人税割額			45,380	
付加価値総額				道府県民税の特定期間寄附金税額控除				
付加価値額				税額控除超過額相当額の加算				
資本等の額総額				外国の法人税等の額の控除額				
資本等の額				仮装経理に基づく法人税割額の控除額				
収入金額総額				租税条約の実施に係る事業税額の控除額				
収入金額				租税条約の実施に係る法人税割額の控除額				
合計事業税額(⑩+⑪+⑫+⑬)			1,359,300	納付すべき法人税割額(⑧-⑩-⑪-⑫-⑬-⑭-⑮)			45,300	
事業税の特定期間寄附金税額控除額				差引法人税割額			45,300	
仮装経理に基づく事業税額の控除額				法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額				
租税条約の実施に係る事業税額の控除額				この申告の期間			令和3年10月1日から令和4年3月31日まで	
納付すべき事業税額(⑩-⑪-⑫-⑬)			1,359,300	前事業年度又は前連結事業年度の期間			令和2年10月1日から令和3年9月30日まで	
所得割	1,359,300			通算親法人の事業年度の期間			令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	
付加価値割								
資本割								
収入割								
合計特別法人事業税額(⑮+⑯)			50,290					
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額								
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額								
納付すべき特別法人事業税額(⑮-⑯-⑰)			50,290					

**※1、※2、※3、(②、④、⑥、⑩、⑪、⑫、⑬、⑮)の税額計算**

②については、前事業年度の法人税割額に「6を乗じて得た金額を前事業年度の月数で除して得た金額」になります。  
④、⑥、⑩、⑪、⑫、⑬、⑮については、前事業年度の事業税額及び特別法人事業税額を「前事業年度の月数で除して得た金額の6倍の金額」になります。

◎法人県民税・法人事業税・特別法人事業税（地方法人特別税）の税率（令和4.1現在）

均等割	資本金等の額の		税率	
	1千万円以下(又は地方税法第52条第1項の表の第1号に該当する法人)		年額	率
	1千万円超 ~ 1億円以下		年額	50.000円
	1億円超 ~ 10億円以下		年額	130.000円
	10億円超 ~ 50億円以下		年額	540.000円
	50億円超 ~		年額	800.000円

法人税割	区分	税率 (%)		
		令和元年10月1日以後に開始する事業年度分	平成26年10月1日から令和元年9月30日まで開始する事業年度分	平成26年9月30日以前に開始する事業年度分
	不均一課税適用法人の税率(標準税率)	1.0	3.2	5.0
	超過税率	1.8	4.0	5.8

《摘要》  
 1 「資本金等の額」とは、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては純資産額）をいいます。  
 平成27年4月1日以後に開始する事業年度については、無償増資、無償減資等による欠損填補を行い地方税法第23条第1項第4号の5の規定に該当する場合は、調整後の金額になります。この場合には、無償増資の事実及び金額を証する書類（株主総会議事録等）又は無償減資等による欠損填補の事実及び金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）、株主資本等変動計算書等）を添付してください。  
 また、平成27年4月1日以後に開始する事業年度については、上記の金額が、資本金及び資本準備金の合算額に満たない場合には、資本金等の額は、資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額とします。  
 その判定時期は、次のとおりです。  
 ・確定申告のとき……………当期末現在  
 ・仮決算に基づく中間申告のとき…当期開始日から6ヵ月目の日現在  
 ・予定申告のとき……………前期末現在  
 2 超過税率は、次の(1)~(3)のいずれかの法人について適用されます。(R.8.3.31までに終了する各事業年度について適用)  
 (1) 課税標準となる法人税額が、次の額を超える法人。なお、中間申告（仮決算に基づくものに限る。）の場合については、その法人税の中間申告書に記載すべき課税標準となるべき法人税額によります。(この場合の月数は、6ヵ月とする。)  

$$\frac{1,000万円 \times \text{当該事業年度の月数} \times}{12}$$
 ※事業年度の月数の数え方  
 1月に満たない端数月も1月に数えます。(均等割の月数の数え方(3ページ)と異なることに注意してください。)  
 (例) R3.5.10~R4.3.31…11ヵ月  
 (2) 事業年度終了の日(期末)現在の「資本金の額又は出資金の額」が1億円を超える法人。なお、中間申告（仮決算に基づくものに限る。）の場合については、当期の事業年度開始の日から6ヵ月目の日の現況により判定します。  
 (3) 平成22年9月30日以前に解散の法人で、清算中の法人等。

事業の区分	法人の種類	所得等の区分	税率 (%)											
			令和2年4月1日以後に開始する事業年度	令和元年10月1日から令和2年3月31日まで開始する事業年度	平成28年4月1日から令和元年9月30日まで開始する事業年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで開始する事業年度	平成26年10月1日から平成27年3月31日まで開始する事業年度	平成26年9月30日以前に開始する事業年度						
			法人事業税	特別法人事業税	法人事業税	特別法人事業税	法人事業税	地方法人特別税	法人事業税	地方法人特別税	法人事業税	地方法人特別税	法人事業税	地方法人特別税
イ及びウ以外の事業	① 普通法人等	所得のうち年400万円以下の金額	3.5		3.5		3.4		3.4		3.4		2.7	
		所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	5.3	37.0	5.3	37.0	5.1	43.2	5.1	43.2	5.1	43.2	4.0	81
		所得のうち年800万円を超える金額	7.0		7.0		6.7		6.7		6.7		5.3	
	② 特別法人	所得のうち年400万円以下の金額	3.5		3.5		3.4		3.4		3.4		2.7	
		所得のうち年400万円を超える金額	4.9	34.5	4.9	34.5	4.6	43.2	4.6	43.2	4.6	43.2	3.6	81
		付加価値額	1.2		1.2		1.2		0.72		0.48		0.48	
③ 外形標準課税対象法人	資本金等の額	0.5		0.5		0.5		0.3		0.2		0.2		
	所得のうち年400万円以下の金額	0.4		0.4		0.3		1.6		2.2		1.5		
	所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	0.7	260.0	0.7	260.0	0.5	414.2	2.3	93.5	3.2	67.4	2.2	148	
	所得のうち年800万円を超える金額	1.0		1.0		0.7		3.1		4.3		2.9		
イ	電気供給業(ウを除く)、ガス供給業、保険業又は貿易保険業	収入金額	1.0	30.0	1.0	30.0	0.9	43.2	0.9	43.2	0.9	43.2	0.7	81
		収入金額	0.75	40.0	1.0	30.0	0.9	43.2	0.9	43.2	0.9	43.2	0.7	81
ウ	①及び②の法人	収入金額	0.75	40.0	1.0	30.0	0.9	43.2	0.9	43.2	0.9	43.2	0.7	81
		所得金額	1.85											
	③の法人	収入金額	0.75	40.0	1.0	30.0	0.9	43.2	0.9	43.2	0.9	43.2	0.7	81
		付加価値額	0.37											
		資本金等の額	0.15											

※「特別法人」とは、各種協同組合、森林組合、信用金庫、農事組合法人、医療法人など（地方税法第72条の24の7第6項の法人）です。  
 ※上記の所得区分は、事業年度の期間の月数が12ヵ月（1年）の場合であり、事業年度の期間の月数が12ヵ月に満たないときは、  

$$\frac{400万円 \times \text{事業年度の月数}}{12}$$
 の額により区分します。  
 ※事業年度の月数の数え方  
 1月に満たない端数月も1月に数えます。(均等割の数え方(3ページ)と異なることに注意してください。)  
 (例) R3.5.10~R4.3.31…11ヵ月  
 例…月数10ヵ月、所得金額の総額が10,312,230円の場合  
 3.5% ……  $\frac{400万円 \times 10}{12} = 3,333,333$   
 5.3% ……  $\frac{800万円 \times 10}{12} - 3,333,333 = 3,333,333$   
 7.0% ……  $10,312,230 - (3,333,333 + 3,333,333) = 3,645,564$   
 に区分し、それぞれ端数処理して税率を乗じます。

- ◎法人の異動変更届について  
 法人の商号変更、主たる事務所の所在地の変更、事業年度の変更、資本金の額の変更、代表者の変更等がある場合は、定款の写し及び登記事項証明書（履歴事項全部（一部）証明書）の写しを添付して届け出てください。
- ◎連結納税の承認を受けた法人について  
 法人税において連結納税の承認を受けた法人については、地域県民局県税部へお問い合わせください。  
 なお、連結納税の承認を受けた法人にあつては、この手引き中「事業年度」とあるのは、「連結事業年度」と読み替えてください。
- ◎決算書類の添付について  
 確定申告書又は仮決算に基づく中間申告書の提出の際には、決算書類（貸借対照表及び損益計算書等）を添付してください。

**法人県民税・法人事業税・特別法人事業税の申告等は  
インターネットで簡単にできます。**

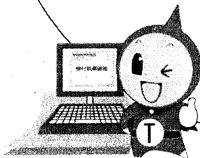


「eLTAX(エルタックス)」は地方税共同機構が運営する地方税の総合窓口システムです。

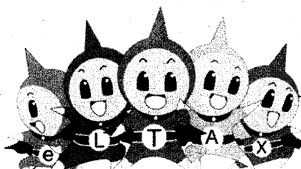
**もう、混み合う窓口へ  
申告等に出かける必要なし！**

- ・インターネットで、オフィスや自宅から簡単に申告等ができる！
- ・複数の地方公共団体への申告等がまとめて1度にできる！

メリット  
**1**



※税理士等が依頼を受けて納税者の申告書を作成し送信する場合は、納税者本人の電子署名及び電子証明書の添付は不要です。



メリット  
**2**

**便利な機能で、  
申告書作成もカンタンに！**

- ・市販の税務・会計ソフトのデータでもそのまま！  
※eLTAX対応のソフトに限ります。
- ・eLTAX用ソフトPCdeskで申告書作成が簡単にできる！

もっと詳しい情報はeLTAXホームページへ

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

※ 法人税などの国税の電子申告などは、国税電子申告・納税システム (e-TAX: イータックス) をご利用ください。

e-TAX ホームページ <https://www.e-tax.nta.go.jp/>

◇法人県民税・法人事業税・特別法人事業税に関するお問い合わせは、下記の県税部まで◇

東青地域県民局県税部	(代) 017-722-1111 内線6610・6611 (直) 017-734-9972	〒030-8530 青森市新町二丁目4-30 青森県庁舎北棟1階
中南地域県民局県税部	(代) 0172-32-1131 内線278・228 (直) 0172-32-4341	〒036-8345 弘前市大字蔵主町4 弘前合同庁舎2階
三八地域県民局県税部	(代) 0178-27-5111 内線208・210 (直) 0178-27-4455	〒039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田7 八戸合同庁舎1階
西北地域県民局県税部	(代) 0173-34-2111 内線208 (直) 0173-34-3141	〒037-0046 五所川原市栄町10 五所川原合同庁舎1階
上北地域県民局県税部	(代) 0176-22-8111 内線210 (直) 0176-23-4241	〒034-0093 十和田市西十二番町20-12 十和田合同庁舎1階
下北地域県民局県税部	(代) 0175-22-8581 内線207 (直) 0175-22-3105	〒035-0073 むつ市中央一丁目1-8 むつ合同庁舎1階

※2以上の都道府県に事務所等を有する法人の申告、届出等のお問い合わせは、東青地域県民局県税部までお願いします。

県税・市町村税インフォメーション

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/soumu/zeimu/top.html>



— 青 森 県 —